

## 〈群馬の森・追悼碑問題について群馬県よりの回答〉

戦争遺跡保存全国ネットワーク

事務局長 幅国洋 様

わたしの提案(知事への手紙)をいただき、ありがとうございました。  
担当しております都市整備課から回答いたします。

県立都市公園「群馬の森」の追悼碑は、戦時中に労務動員され、群馬県内で亡くなられた朝鮮人の方を追悼するとともに、日韓、日朝の友好を目的として、平成16年3月に都市公園法による群馬県の設置許可を受けて、設置されたものです。

しかしながら、設置者が開催する追悼式において、「宗教的・政治的行事及び管理を行わないものとする。」との設置許可条件に違反する行為が繰り返し行われた結果、追悼碑の設置目的は、死者を悼むとともに、日韓、日朝の友好を推進するという当初の目的から外れ、存在自体が論争の対象となり、県民憩いの場である都市公園にあるべき施設としてふさわしいものではなくなりました。

この点については、令和4年6月15日の最高裁判所の決定により、追悼碑が「都市公園の効用を全うする機能を喪失し、都市公園法における『公園施設』に該当しなくなった」とする東京高等裁判所の判決が確定しています。

群馬県としては、都市公園の効用を全うする機能を喪失し、「公園施設」に該当しなくなった追悼碑が、公園内に違法に存置されたままになっていることは、著しく公益に反すると判断し、行政代執行法に基づき撤去及び原状回復を行うこととしました。

御理解のほど、お願いいたします。

令和6年2月22日

群馬県県土整備部都市整備課長 金井 亘